

京都市告示第 306 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 21 日

京都市長 門川 大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
醍醐緯52の1号線	伏見区醍醐勝口町301番地地先から同町26番地の1地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)